

平成 26 年 8 月豪雨による被害に関する 被災者支援、早期復旧及び防災対策の 強化について

京都府では、平成 24 年の南部豪雨、平成 25 年の台風第 18 号と連年の豪雨災害に見舞われてきましたが、さらにこのたび、台風第 11 号及び 8 月 15 日からの豪雨により、由良川流域で大きな浸水被害が発生するなど京都府内各地で多大な被害を受けたところです。

土のう積み作業中の男性が死亡するなど人的被害が発生し、京都府全域で 2,800 軒以上の建物が床上・床下浸水の被害に見舞われ、特に、高齢化・過疎化が進む京都府北部地域の福知山市等では、ここ 10 年間に 3 度も甚大な被害を被ったところであり、商工業や農林水産業なども大きな被害を受けております。

現在、京都府では、被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでおりますが、国による強力な支援が必要です。

また、このようなこれまでに経験したことのない土砂災害や河川の氾濫等が頻発しており、国全体で防災対策のあり方や施策について根本的に見直す必要があると考えます。

つきましては、被災者の支援、早期復旧及び防災対策の推進に関し、次のとおり、特段の御配慮をいただきますよう強く要望いたします。

被災者に対する支援

< 激甚災害への早期指定 > 内閣府、農林水産省

連続する広域的な災害を一の災害と捉えた激甚災害への早期指定

京都府は、台風第 11 号（8 月 8 日～ 11 日）の直撃を受け、数日も経たないうちに 8 月 15 日からの豪雨により、福知山市、京都市、南丹市等に農地・ため池等の農業用施設などをはじめ、大きな被害が生じた。

関西圏域においても、台風第 12 号（8 月 1 日～ 6 日）を含めたここ数日間の豪雨により、京都府のほか、兵庫県、徳島県を中心に、各地に甚大な被害をもたらしている。

これらの豪雨は、断続的に同じ地域を繰り返し襲った災害であり、大きな被害をもたらしているため、これらを一連の災害として捉え、激甚災害として早期に指定していただきたい。

< 被災者の生活再建に対する支援 > 内閣府、総務省

被災者生活再建支援法の適用基準の緩和

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者の生活再建支援制度について、以下の措置を講じていただきたい。

同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、制度が適用される場合は、全ての被災区域を支援の対象とすること。

対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、同様に甚大な被害が発生している「半壊・一部損壊」や「床上浸水」などの世帯も対象とすること。

< 被災事業者等の再建に対する支援 > 農林水産省、中小企業庁

中小企業向けセーフティネット保証の発動

突発的災害（自然災害）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援する措置である「セーフティネット保証4号」については、連年の被災であること等に配慮いただき、発動要件を緩和していただきたい。

経営体育成支援事業等による農林水産業復興対策の実施

今回の災害で被災した農家に対して、災害復旧関連資金の無利子化や経営体育成支援事業実施要綱に基づく措置である被災者向け経営体育成支援事業（農業用ハウス等の再建・修繕等への助成（3/10））の発動など、平成 25 年の「台風第 18 号による農林水産業への被害対策」と同様の措置を講じていただきたい。

地域協議会が所有する鳥獣侵入防止施設の災害復旧事業への対象化など被災した施設の早期復旧支援

度重なる災害で被災した鳥獣侵入防護施設を早期に復旧し、すぐに農作物の生産に取り組めるよう、ため池等に係る災害復旧事業と同様に、鳥獣被害防止対策の事業実施主体として認められている地域協議会が所有する施設も災害復旧事業の対象としていただくとともに、現在災害復旧事業の対象となっていない被災した施設の撤去経費を事業の対象としていただきたい。

災害からの早期復旧

< 内水被害防止策の早期実施 > 国土交通省、農林水産省

内水排除施設の整備や機能向上等の増強対策の実施

今後も出水期が続くことから、ポンプ車の配備、排水ポンプの修理支援、ため池改修等、緊急時の被害軽減対策を早急に実施していただきたい。

また、近年、経験したことがない集中豪雨が頻発するなど、従来の排水処理機能等では対応できないことから、内水排除施設の整備や機能向上等根本的な増強対策を実施していただきたい。

福知山市域の既存の排水機場

こうぼう 弘法川：あらが 荒河排水機場（10 m³/s）〔国管理〕

弘法川排水機場（5 m³/s）〔国管理〕

ほう 法川：ほう 法川排水機場（12 m³/s）〔国管理〕

< 直轄国道の復旧対策 > 国土交通省

直轄国道の早期復旧

直轄国道 9 号において崩土が発生し、半日以上全面通行止めとなったところであり、仮復旧は行っているものの、更なる安全度の向上のため、矢板を打設し法面を保護しながら歩車道を確保するなどしっかりとした対策を早急に講じていただきたい。また、一日も早い本復旧工事を進めていただきたい。

< 災害復旧事業の早期採択 > 国土交通省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省

災害復旧事業の早期採択

次の施設等の災害復旧事業を早期に事業採択していただきたい。

特に、今後の農産物の作付や来年の出水期に備えて、通常 2 ～ 3 カ月先となる災害査定をできる限り速やかに実施していただきたい。

道路、河川、砂防、都市公園、下水道等の公共土木施設

上水道施設

林地・林道、農地・ため池等の農業用施設、農業集落排水施設

社会福祉施設

学校等文教施設、文化財

< 災害復旧事業等の制度拡充 > 厚生労働省、国土交通省、農林水産省

上水道の災害復旧事業の補助率の引上げ

上水道施設の災害復旧事業について、下水道施設と同等の重要性にかんがみ、補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げていただきたい。

現行	上水道	下水道
補助率	1 / 2	2 / 3

	< 激甚災害の場合 > 査定事業費 1 億円以上又は給水人口一人あたり 1 万円以上	< 激甚災害の場合 > 標準税収入に応じ、
	2 / 3	3 / 4 ~ 4 / 4

河岸、海岸漂着物の撤去に係る災害関連事業の要件緩和

各地の河岸、海岸に漂着している流木、ゴミ等の撤去を迅速に行うため、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業において河岸の漂着物や 1,000 m³未満の海岸漂着物も対象となるよう要件を緩和していただきたい。

卸売市場施設災害復旧事業の創設

農産物の流通拠点となる地方卸売市場の設備(冷蔵庫、シャッター、事務所等)が被災したことから、東日本大震災への対応と同様に、今回の被災について、卸売市場施設災害復旧事業を創設していただきたい。

< 復旧経費に対する特別交付税上の配慮 > 総務省

復旧経費に対する特別交付税上の配慮

京都府及び市町村が被害の復旧に要する経費について、特別交付税において十分な措置を講じていただきたい。

とりわけ、道路・河川等の小規模な被害が多数発生しており、土砂除去、路面・側溝清掃などの応急復旧等に要する財政負担軽減のため、算定の際に特段の配慮をいただきたい。

防災対策の推進

< 由良川流域における治水対策・内水対策の促進 > 国土交通省

由良川流域の総合治水対策検討促進

由良川流域の特性に応じた総合的な治水対策について検討を行うため、国・府・市により検討の場を設けるので、連携・協働して取組をしていただきたい。

由良川の緊急治水対策の推進

由良川流域の安心・安全な生活確保のため、内水排除対策を進める上でも、由良川本川の改修が不可欠であり、現在実施中の由良川下流部緊急水防災対策の平成 26 年度完成を図るとともに、引き続き、昨年策定された新たな由良川水系河川整備計画に基づく緊急治水対策を更に強力に推進していただきたい。

由良川改修に関連した京都府管理河川改修のための防災・安全交付金の確保

由良川改修に関連して早期整備が必要となる府管理河川(みや おおたに 宮川、大谷川、あいおさ 相長川、は と じ 八戸地川、おおじやり 大砂利川ほか) について、本川だけではなく、支川も一体的に地域の安全度の確保が図られるよう、事業の推進に必要な平成 27 年度の防災・安全交付金を十分確保していただきたい。

由良川改修に関連した京都府管理道路整備のための防災・安全交付金の確保

由良川改修に関連して早期整備が必要となる京都府管理道路(国道 175 号、い さ 石原停車場戸田線、と だ 舞鶴綾部福知山線、ないくじとう 内宮地頭線ほか) について、早期かつ同時に完成が図れるよう、整備に対する平成 27 年度の防災・安全交付金を十分確保していただきたい。

< 桂川の国直轄緊急治水対策の推進をはじめとする治水対策の促進 > 国土交通省

桂川の緊急治水対策の推進

桂川流域の安心・安全な生活確保のため、現在実施中の桂川緊急治水対策の整備を早急に進めるとともに、安全度の低い嵐山地区の環境・景観・観光等に配慮した治水対策を進めるために早期に計画を策定していただきたい。

災害に強い地域づくりのための治水対策の推進

台風や集中豪雨などによる浸水被害の軽減を図るため、現在実施中の京都府管理河川（桂川、園部川、古川、大谷川など）の改修を強力に推進するために必要な平成 27 年度の防災・安全交付金を十分確保していただきたい。

< 災害に強い道路づくり > 国土交通省

災害に強い道路づくりの促進

直轄国道は、豪雨による災害時等においても広域的な避難路、輸送路として欠かすことができない道路であり、防災対策を一層促進していただくとともに、現在実施中の国道 478 号丹波綾部道路、国道 9 号福知山道路、夜久野改良、国道 27 号西舞鶴道路の早期整備など、災害に強い道路づくりを行っていただきたい。

< 地域の安心・安全確保のための財源の確保 > 内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省

地域の安心・安全確保のための財源の確保

近年、これまでに経験したことのない豪雨被害が多発しており、その対策が急務であるが、一度発生すると貴重な人命や財産等に甚大な被害をもたらす土砂災害についてみても、京都府だけで土砂災害警戒区域が約 17,000 カ所見込まれている中、限られた財源から土砂災害対策として年間約 30 億円を投入しているものの、施設の完成は年間 10 カ所程度にとどまっている。その上、総合的な治水対策等も含めて国土防災機能を格段に強化していくためには、多額の費用と長い時間が必要である。

国土強靱化に資する社会資本整備を着実に進めるため、十分な予算を安定的・持続的に確保するとともに、地域の安心・安全確保のための取組が円滑に実施できるよう、新たな交付金制度の創設や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめとする起債制度の拡充も含め、緊急性の高い対策へ集中投資し、強靱化を加速するための財源を確保していただきたい。

< 今後の災害・防災対策の強化のための国と地方公共団体の連携強化 > 内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省、消防庁、気象庁

防災気象情報の充実及び国と地方公共団体の連携の促進

これまで経験したことのない豪雨被害が多発しており、住民の生命及び財産を守るため、よりの確な避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断ができるよう、12 ~ 24 時間先の精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)を提供していただきたい。

さらに、記録的短時間大雨情報が発表されるような局地的豪雨に係る観測・予測の精度向上や高度化に取り組んでいただくとともに、国・地方公共団体の連携を一層強化していただきたい。

< 今後の災害・防災対策のための調査に関する財政支援制度の創設 > 国土交通省

大規模災害時緊急調査費補助制度（仮称）の創設

大規模災害時などにおいて迅速かつ適確な対応が求められる被災原因の解析、復旧対策の立案などの災害調査に対する補助制度を創設していただきたい。

< 今後の災害・防災対策のための情報ネットワークの整備促進のための財政支援制度の創設 > 内閣府

罹災証明書発行システム等の整備に対する補助制度の創設

福知山市においては、京都大学等の協力を得て、職員がタブレット端末を用いた建物被害調査を行い、「罹災証明書」の発行や、被災者に対する支援状況等を一元的に集約した「被災者台帳」の整備を迅速・的確に行うことができる実証実験システムを導入している。

被災した方々が一日も早く生活を再建できるよう、罹災証明書発行や被災者台帳システムを地方公共団体が共同整備する場合に活用可能な補助制度を創設していただきたい。

【京都府の担当部局】

政策企画部	戦略企画課	075-414-4334
府民生活部	防災・原子力安全課	075-414-5610
農林水産部	農政課	075-414-4895
建設交通部	河川課	075-414-5280
建設交通部	砂防課	075-414-5310 ほか